

**令和６年度　介護サービス事業者実地指導提出資料**

**自主点検表５　介護予防通所介護相当サービス**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所番号 |  |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 開設法人の名称 |  |
| 開設法人の代表者名 |  |
| 管理者名 |  |
| 記入者名 |  |
| 連絡先 | 　電話： | 　ＦＡＸ： |
| 　Ｅメール： |
| 記入年月日 | 　令和　　年　　月　　日 |

R6.6.1版

 自主点検表記入要領

（１）「点検のポイント」欄により、点検内容を確認し、「点検結果」欄の該当する回答項目を○で囲んでください。

（２）「いる・いない」等の判定について該当する項目がない場合は、選択肢に二重線を引き

「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。（判定欄にあらかじめ「事例なし」

等の選択肢が記載されている場合もあります。）

自主点検における留意事項

（１）毎年定期的に実施し、項目ごとの基準を確認してください。

（２）事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してくださ

い。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

根拠法令・参考資料の名称

　　この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 文中の略称 | 名　　　　称 |
| 法 | 介護保険法（平成9年法律第123号） |
| 施行規則 | 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） |
| 要綱 | 久喜市指定介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（平成29年3月31日告示第165号） |
| 実施要綱 | 久喜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年3月29日告示第149号） |
| 平11老企25 | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平12老企36 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号） |
| 平27厚告95 | 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号) |
| 平27厚告94 | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号） |
| 平12厚告27 | 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年2月10日厚生省告示第27号) |
| 令3厚告72 | 介護保険法規則第１４０条の６３の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年3月15日厚生労働省告示第72号) |
| 令3老認0319-3 | 介護保険法規則第１４０条の６３の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月19日老認発0319第3号) |
|  令6老0315 | 介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和6年3月15日老発0315第2号） |

**自主点検表目次**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | ページ |
| 第１ | 一般原則 | ５ |
| 第２ | 基本方針 | ５ |
| １ | 介護予防通所介護相当サービスの基本方針 | ５ |
| 第３ | 人員に関する基準 | ５ |
|  | （用語の定義） | ５ |
| １　　 | 生活相談員 | ６ |
| ２ | 看護職員 | ７ |
| ３ | 介護職員 | ８ |
| ４ | 機能訓練指導員 | ８ |
| ５ | 常勤職員の配置 | ９ |
| ６ | 管理者 | ９ |
| 第４ | 設備に関する基準 | ９ |
| １ | 設備及び備品等 | ９ |
| ２ | 食堂及び機能訓練室 | ９ |
| ３ | 相談室 | １０ |
| ４ | 宿泊サービスを提供する場合 | １０ |
| 第５ | 運営に関する基準 | １０ |
| １ | 内容及び手続きの説明及び同意 | １０ |
| ２ | 提供拒否の禁止 | １０ |
| ３ | サービス提供困難時の対応 | １０ |
| ４ | 受給資格等の確認 | １１ |
| ５ | 要介護認定等の申請に係る援助 | １１ |
| ６ | 心身の状況等の把握 | １１ |
| ７ | 居宅介護支援事業者等との連携 | １１ |
| ８ | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | １１ |
| ９ | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | １１ |
| １０ | 居宅サービス計画等の変更の援助 | １１ |
| １１ | サービスの提供の記録 | １２ |
| １２ | 利用料等の受領 | １２ |
| １３ | 保険給付の請求のための証明書の交付 | １３ |
| １４ | 指定介護予防通所介護相当サービスの基本取扱方針 | １３ |
| １５ | 指定介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針 | １４ |
| １６ | 指定介護予防通所介護相当サービスの提供にあたって留意すべき事項 | １５ |
| １７ | 安全管理体制等の確保 | １５ |
| １８ | 利用者に関する市への通知 | １５ |
| １９ | 緊急時等の対応 | １６ |
| ２０ | 管理者の責務 | １６ |
| ２１ | 運営規程 | １６ |
| ２２ | 勤務体制の確保　 | １６ |
|  | （ハラスメント防止） | １７ |
| ２３ | 業務継続計画の策定等 | １８ |
| ２４ | 定員の遵守 | １８ |
|  | 内容 | ページ |
| ２５ | 非常災害対策 | １９ |
| ２６ | 衛生管理等 | １９ |
| ２７ | 掲示 | ２０ |
| ２８ | 秘密保持等 | ２１ |
| ２９ | 広告 | ２１ |
| ３０ | 不当な働きかけの禁止 | ２１ |
| ３１ | 介護予防支援事業者又は第１号介護予防支援事業者事業者に対する利益供与の禁止 | ２１ |
| ３２ | 苦情処理 | ２１ |
| ３３ | 地域との連携等 | ２２ |
| ３４ | 事故発生時の対応 | ２２ |
| ３５ | 虐待の防止 | ２３ |
| ３６ | 会計の区分 | ２４ |
| ３７ | 記録の整備 | ２４ |
|  | （電磁的記録） | ２５ |
| ３８ | 介護職員等による喀痰吸引等について | ２７ |
| 第６ | 変更の届出等 | ２７ |
| １ | 変更の届出等 | ２８ |
| 第７ | 介護給付費の算定及び取扱い | ２８ |
| １ | 通所型サービス費 | ２８ |
| ２ | 通所型サービスの意義について | ２８ |
| ３ | 定員超過又は人員基準欠如 | ２９ |
| ４ | 高齢者虐待防止措置未実施減算 | ２９ |
| ５ | 業務継続計画未策定減算 | ３０ |
| ６ | 同一建物等に居住する利用者に対する取扱い | ３０ |
| ７ | 生活機能向上グループ活動加算 | ３１ |
| ８ | 若年性認知症利用者受入加算 | ３３ |
| ９ | 栄養アセスメント加算 | ３３ |
| １０ | 栄養改善加算 | ３４ |
| １１ | 口腔機能向上加算 | ３６ |
| １２ | 一体的サービス提供加算 | ３８ |
| １３ | サービス提供体制強化加算 | ３８ |
| １４ | 生活機能向上連携加算 | ３９ |
| １５ | 口腔・栄養スクリーニング加算 | ４１ |
| １６ | 科学的介護推進体制加算 | ４３ |
| １７－１ | 介護職員等処遇改善加算 | ４３ |
| １７－２ | 介護職員等処遇改善加算 | ５１ |
| 第８ | その他 | ５４ |
| １ | サービス利用前の健康診断書の提出 | ５４ |
| ２ | 介護サービス情報の公表 | ５５ |
| ３ | 法令遵守等の業務管理体制の整備 | ５５ |

| 自主点検項目 | 点検のポイント | 点検結果 | 確認資料【根拠法令等】 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１　一般原則 |
| １　一般原則 | ①　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | いる　いない | 要綱第3条第1項 |
|  | ②　事業を行うに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、他の第１号事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いる　いない | 要綱第3条第2項 |
|  | ③　指定第１号事業のサービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。※「科学的介護情報システム」（ＬＩＦＥ）の活用 | いる　いない | 要綱第3条第3項 |
|  | ④　法人の役員及び事業所の従業員が暴力団員又は久喜市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者になっていませんか。 | いない　いる | 要綱第3条第4項第2号 |
| 第２　基本方針 |
| １　介護予防通所介護相当サービスの基本方針 | 介護予防通所介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 | いる　いない | 要綱第51条 |
| 第３　人員に関する基準 |
| （用語の定義） | ※　「常勤」とは　当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）に達していることをいいます。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を３０時間として取り扱うことを可能とします。　　同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、同一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。　また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６５条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第２号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第２３条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第２４条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。 |  | 準用(平11老企25第2の2(3)) |
|  | ※　「専ら従事する・専ら提供に当たる」（用語の定義）原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。　　 ただし、介護予防通所介護相当サービスについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものです。 |  | 準用(平11老企25第2の2(4)) |
|  | ※　「常勤換算方法」（用語の定義）　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が介護予防通所介護相当サービスと訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が介護職員等と訪問介護員等を兼務する場合、介護職員等の勤務延時間数には、介護職員等としての勤務時間だけを算入することとなるものです。　ただし、母性健康管理措置又は育児・介護休業法に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている場合、３０時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とします。 |  | 準用(平11老企25第2の2(1)) |
|  | ※　「指定介護予防通所介護相当サービスの単位」とは同時に、一体的に提供される指定介護予防通所介護相当サービスをいうものであることから、例えば、次のような場合は、２単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業員を確保する必要があります。ア　介護予防通所介護相当サービスが同時に一定の距離を置いた２つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合イ　午前と午後とで別の利用者に対して指定介護予防通所介護相当サービスを提供する場合また、利用者ごとに策定した介護予防通所介護相当サービス計画に位置づけられた内容の指定介護予防通所介護相当サービスが一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して指定介護予防通所介護相当サービスを行うことも可能です。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意してください。 |  | 準用(平11老企25第3の六の1(1)①） |
|  | ※　生活相談員、介護職員の人員配置については、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものです。必要な勤務延時間数が確保されれば、当該職種の従業員の員数は問いません。 |  | 準用(平11老企25第3の六の1(1)③) |
|  | ※　利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定介護予防通所介護相当サービスについての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものです。従って、例えば、１日のうちの午前の提供時間帯に利用者１０人に対して指定介護予防通所介護相当サービスを提供し、午後の提供時間帯に別の利用者１０人に対して指定介護予防通所介護相当サービスを提供する場合であって、それぞれの指定介護予防通所介護相当サービスの定員が１０人である場合には、当該事業所の利用定員は１０人、必要となる介護職員は午前午後それぞれにおいて利用者の数１０人に応じた数ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではありません。 |  | 準用(平11老企25第3の六の1(1)⑦） |
|  | ※　同一事業所で複数の単位の指定介護予防通所介護相当サービスを同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものです。 |  | 準用(平11老企25第3の六の1(1)⑧) |
| １　生活相談員 | ①　指定介護予防通所介護相当サービスの提供日ごとに、当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数となっていますか。 | いる　いない | 要綱第52条第1項第1号 |
|  | ※　生活相談員は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第５条第２項に定める生活相談員に準ずるものとしています。ア　社会福祉法第１９条第１項各号のいずれかに該当する者ａ　大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業　した者ｂ　都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者ｃ　社会福祉士ｄ　厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者ｅ　ａからｄまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者（精神保健福祉士、大学において法第１９条第１項第１号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者）イ　これと同等以上の能力を有すると認められる者 |  | 準用(平11老企25第3の六の1(2)) |
|  | ※　「当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数（提供時間帯の時間数）」とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）をいいます。（確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式）提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数　　例えば、１単位の指定介護予防通所介護相当サービスを実施している事業所の提供時間数を６時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である６時間で除して得た数が１以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず６時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。また、例えば午前９時から正午、午後１時から午後６時の２単位の指定介護予防通所介護相当サービスを実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前９時から午後６時（正午から午後１時までを除く。）となり、提供時間数は８時間となることから、従業者の員数にかかわらず８時間の勤務延時間数分の配置が必要となります。 |  | 準用（平11老企25第3の六の1(1)④） |
|  | ※　指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定介護予防通所介護相当サービス事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、・　サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間・　利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間・　地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間（例えば、地域における買い物支援、移動支援、見守りなどの体制を構築するため、地域住民等が参加する会議等に参加する場合や、利用者が生活支援サービスを受けられるよう地域のボランティア団体との調整に出かけていく場合）など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができます。ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものです。 |  | 平成27年度介護報酬改定に関するQ＆A（平成27年4月1日）問49 |
|  | ②　生活相談員の事業所外での活動に関しては、事業所において、その活動や取組を記録していますか。 | いる　いない | 平成27年度介護報酬改定に関するQ＆A（平成27年4月1日）問49 |
| ２　看護職員 | ①　指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数を配置していますか。 | いる　いない | 要綱第52条第1項第2号 |
|  | ②　看護職員は、次のいずれかの資格を有していますか。・看護師・准看護師 | いる　いない |  |
|  | ※　看護職員については、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能です。具体的な取扱いは以下のとおりです。ア　指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者により確保する場合　提供時間帯を通じて、専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる必要はありませんが、、当該看護職員は提供時間帯を通じて、指定介護予防通所介護相当サービス事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。イ　病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合看護職員が指定介護予防通所介護相当サービス事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定介護予防通所介護相当サービス事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。なお、「密接かつ適切な連携」とは、指定介護予防通所介護相当サービス事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することです。この場合、利用者全員に対して適切に健康状態の確認を行えるように病院、診療所又は訪問看護ステーションと契約を結ぶ必要があります。 |  | 準用（平11老企25第3の六の1(1)⑥）平成27年度介護報酬改定に関するQ＆A（平成27年4月1日）問50 |
| ３　介護職員 | ①　指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間数（「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、利用者数が１５人までの場合にあっては１以上、１５人を超える場合にあっては１５を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数を配置していますか。 | いる　いない | 要綱第52条第1項第3号 |
|  | ※　提供単位時間数とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とします。（確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式）・利用者数１５人まで単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数・利用者数１６人以上単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝（（利用者数－１５）÷５＋１）×平均提供時間数※ 平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数（例）利用者数１８人、平均提供時間数を５時間とした場合（１８－１５）÷５＋１＝１．６　５時間の勤務時間数を１．６名分確保∴　勤務延時間数　１．６×５＝８時間 |  | 準用(平11老企25第3の六の1(1)⑤) |
|  | ②　指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、介護職員を、常時１人以上当該指定介護予防通所介護相当サービスに従事させていますか。 | いる　いない | 要綱第52条第3項 |
|  | ※　介護職員については、指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに常時１名以上確保することとされていますが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時１名以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意してください。 |  | 準用(平11老企25第3の六の1(1)⑤) |
|  | ※　介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の指定介護予防通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるとされたことから、例えば複数の単位の指定介護予防通所介護相当サービスを同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に１名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能です。 |  |  |
| ４　機能訓練指導員 | ①　機能訓練指導員を１以上配置していますか。 | いる　いない | 要綱第52条第1項第4号 |
| ※　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該事業所の他の職務に従事することができます。 |  | 要綱第52条第6項 |
|  | ②　機能訓練指導員は、次のいずれかの資格を有していますか。ア　理学療法士イ　作業療法士ウ　言語聴覚士エ　看護職員オ　柔道整復師カ　あん摩マッサージ指圧師キ　はり師ク　きゅう師 | いる　いない | 準用(平11老企25第3の六の1(3)) |
|  | ※　はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。 |  |  |
|  | ※　ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。 |  |  |
| ５　常勤職員の配置 | 　生活相談員又は介護職員のうち１人以上は、常勤となっていますか。 | いる　いない | 要綱第52条第7項 |
| ６　管理者 | 事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 | いる　いない | 要綱第53条第1項(第6条第1項準用) |
|  | ※　以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。ア　当該事業所の介護従業者としての職務に従事する場合イ　同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 |  | 準用(平11老企25第3の六の1(4)(第3の一の1(3)準用)) |
| 第４　設備に関する基準 |
| １　設備及び備品等 | ①　食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 | いる　いない | 要綱第54条第1項 |
|  | ②　設備は、専ら指定介護予防通所介護相当サービスの事業の用に供するものとなっていますか。 | いる　いない | 要綱第54条第3項 |
|  | ※　利用者に対するサービスの提供に支障がない場合はこの限りではありません。 |  |  |
| ２　食堂及び機能訓練室 | 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３㎡に利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。 | いる　いない | 要綱第54条第2項第1号 |
|  | ※　狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきものではありません。ただし、指定介護予防通所介護相当サービスの単位をさらにグループ分けして効果的な定介護予防通所介護相当サービスの提供が期待される場合はこの限りではありません。 |  | 準用(平11老企25第3の六の2(2)) |
|  | ※　食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができます。 |  | 要綱第54条第2項第1号ア |
|  | ※　指定介護予防通所介護相当サービス事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの（指定訪問介護事業所の場合は事務室）は共用が可能です。ただし、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の機能訓練室等と、指定介護予防通所介護相当サービス事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとします。ア　当該部屋等において、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。イ　指定介護予防通所介護相当サービス事業所の機能訓練室等として使用される区分が、事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。 |  | 準用(平11老企25第3の六の2(4)) |
|  | ※　玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がありませんが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能です。　なお、設備を共用する場合、基準条例において、事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところですが、衛生管理等に一層努めてください。 |  |  |
| ３　相談室 | 相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。 | いる　いない | 要綱第54条第2項第2号 |
| ４　宿泊サービスを提供する場合 | 指定介護予防通所介護相当サービスの提供以外の目的で、事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護相当サービス以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出ていますか。 | いる　いない | 要綱第54条第4項 |
| 第５　運営に関する基準 |
| １　内容及び手続きの説明及び同意 | サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービス提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていますか。 | いる　いない | 要綱第64条(第8条第1項準用) |
|  | ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。ア　運営規程の概要イ　従業者の勤務体制ウ　事故発生時の対応エ　苦情処理の体制オ　提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） |  | 準用(平11老企25第3の六の3 (13)(第3の一の3(2)準用)) |
|  | ※　同意については、利用者及び指定介護予防通所介護相当サービス事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものです。 |  |  |
| ２　提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 | いない　いる | 要綱第64条(第9条準用) |
| ※　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。 |  | 準用(平11老企25第3の六の3 (13)(第3の一の3(3)準用)) |
|  | ※　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合ウ　その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 |  |
| ３　サービス提供困難時の対応 | 利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業を行う者への連絡、他の指定介護予防通所介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 | いる　いない事例なし | 要綱第64条(第10条準用) |
| ４　受給資格等の確認 | ①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無又は基準該当状態の有無及び要支援認定の有効期間を確かめていますか。 | いる　いない | 要綱第64条(第11条第1項準用) |
|  | ②　被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮してサービスを提供するよう努めていますか。 | いる　いない事例なし | 要綱第64条(第11条第2項準用) |
| ５　要介護認定等の申請に係る援助 | ①　サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は基準該当状態の判定を受けていない利用申込者に対しては、要支援認定申請又は基準該当状態の判定が既に行われているかどうかを確認し、これらの申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | いる　いない事例なし | 要綱第64条(第12条第1項準用) |
|  | ②　介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の３０日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 | いる　いない | 要綱第64条(第12条第2項準用) |
| ６　心身の状況等の把握 | 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防通所介護相当サービス事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | いる　いない | 要綱第64条(第13条準用) |
| ７　居宅介護支援事業者等との連携 | ①　サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者又は第１号介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いる　いない | 要綱第64条(第14条第1項準用) |
| ②　サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第１号介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いる　いない | 要綱第64条(第14条第2項準用) |
| ８　法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | サービスの提供の開始に際し、利用申込者が次のいずれかに該当するときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の作成を介護予防支援事業者又は第１号介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により第１号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明していますか。ア　当該利用申込者が介護予防支援事業又は第１号介護予防支援事業を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ていない場合イ　当該利用申込者が介護予防支援事業又は第１号介護予防支援事業を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ているが、当該指定介護予防通所介護相当サービスが当該介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画又は当該第１号介護予防支援事業に係る介護予防ケアマネジメント計画の対象となっていない場合 | いる　いない | 要綱第64条(第15条準用) |
| また、介護予防支援事業者又は第１号介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の第１号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行っていますか。 | いる　いない |
| ９　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防通所介護相当サービスを提供していますか。 | いる　いない | 要綱第64条(第16条準用) |
| １０　居宅サービス計画等の変更の援助 | 利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第１号介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 | いる　いない | 要綱第64条(第17条準用) |
| ※　利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために介護予防サービス計画等の変更が必要となった場合で、指定介護予防訪問介護相当サービス事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。 |  | 準用(平11老企25第3の六の3 (13)(第3の一の3(8)準用)) |
|  | ※　当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で介護予防サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行なわなければならないこととしたものです。 |  |  |
| １１　サービスの提供の記録 | ①　サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける第１号事業支給費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。 | いる　いない | 要綱第64条(第19条第1項準用) |
|  | ※　利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、利用者の介護予防サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。 |  | 準用(平11老企25第3の六の3 (13)(第3の一の3(10)①準用)) |
|  | ※　記載事項は、次に掲げるものが考えられます。ア　サービスの提供日イ　サービスの内容ウ　保険給付の額エ　その他必要な事項 |  |
|  | ②　サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該記録に係る情報を利用者に対して提供していますか。 | いる　いない | 要綱第64条(第19条第2項準用) |
| １２　利用料等の受領 | ①　法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防サービス費用基準額又は第１号事業支給費用基準額から当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者に支払われる介護予防サービス費又は第１号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 | いる　いない | 要綱第55条第1項 |
|  | ②　法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護相当サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防サービス費用基準額又は第１号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 | いる　いない | 要綱第55条第2項 |
|  | ※　利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定介護予防通所介護相当サービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである介護予防通所介護相当サービスに係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。 |  | 準用（平11老企25第3の6の3 (1)、第3の1の3(11）②準用） |
|  | ※　なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定介護予防通所介護相当サービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。ア　指定介護予防通所介護相当サービスの事業とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。イ 事業の目的、運営方針、利用料等が、運営規程とは別に定められていること。ウ 指定介護予防通所介護相当サービスの事業の会計と区分していること。 |  |  |
|  | ③　①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを利用者から受けていませんか。ア　通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者の選定による当該利用者に対して行う送迎に要する費用イ　食事の提供に要する費用ウ　おむつ代エ　指定介護予防通所介護相当サービスとして提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用（その他の日常生活費） | いる　いない | 要綱第55条第3項 |
|  | ※　その他の日常生活費の具体的範囲についてア　利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用（歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品であって、一律に提供されるものではなく、利用者個人又はその家族の選択により利用されるものとして、事業者が提供するもの等が想定されます。）イ　利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提　供する場合に係る費用（事業者又は施設がサービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの（例えば、習字、お花、絵画、刺繍等のクラブ活動等の材料費）が想定されます。すべての利用者等に一律に提供される教養娯楽に係る費用（共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等）について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められません。 |  | 平成12年3月30日老企第54号通知「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」 |
|  | ※　保険給付となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(1)②） |
|  | ④　③のア～エの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ていますか。 | いる　いない | 要綱第55条第5項 |
|  | ⑤　サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令（施行規則第６５条）で定めるところにより、領収証を交付していますか。 | いる　いない | 法第42条の2第9項(法第41条第8項準用) |
|  | ⑥　⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防通所介護相当サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防通所介護相当サービスに要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | いる　いない | 施行規則第65条の5(第65条準用） |
|  | ※　医療費控除の対象となる利用者（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護等の医療系サービスを併せて利用している者）の領収証には、「居宅介護支援事業者等の名称」及び「医療費控除の対象となる額」を記載してください。 |  | 平成12年6月1日老発第509号事務連絡「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」 |
|  | ※　平成２４年度から制度化された介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の取扱いは、次のとおりです。　　医療系のサービスを併せて利用しない通所介護において、喀痰吸引が行われた場合は、当該サービスの自己負担額（保険対象分）の１０分の１が医療費控除の対象となります。　　これに該当する利用者の領収証には、「医療費控除の対象となる金額」欄に自己負担額（保険対象分）の１０分の１を記載してください。　　従来の利用料領収証と併用する必要がある場合は、二重記載とならないようご注意ください。 |  |
| １３　保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。 | いる　いない事例なし | 要綱第64条(第21条準用) |
| １４　指定介護予防通所介護相当サービスの基本取扱方針 | ①　指定介護予防通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 | いる　いない | 要綱第65条第1項 |
| ②　自らその提供する指定介護予防通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師と連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。 | いる　いない | 要綱第65条第2項 |
| ③　指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 | いる　いない | 要綱第65条第3項 |
| ④　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。 | いる　いない | 要綱第65条第4項 |
| ⑤　指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。 | いる　いない | 要綱第65条第5項 |
| １５　指定介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針 | ①　指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 | いる　いない | 要綱第66条第1項第1号 |
| ②　管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護相当サービス計画を作成していますか。 | いる　いない | 要綱第66条第1項第2号 |
|  | ③　介護予防通所介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画が作成されているときは、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | いる　いない | 要綱第66条第1項第3号 |
|  | ④　管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | いる　いない | 要綱第66条第1項第4号 |
|  | ⑤　管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画を作成した際には、当該介護予防通所介護相当サービス計画を利用者に交付していますか。 | いる　いない | 要綱第66条第1項第5号 |
|  | ⑥　指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。 | いる　いない | 要綱第66条第1項第6号 |
|  | ⑦　指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定介護予防通所介護相当サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | いる　いない | 要綱第66条第1項第7号 |
|  | ⑧　指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。 | いない　いる | 要綱第66条第1項第8号 |
|  | ⑨　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 | いる　いない | 要綱第66条第1項第9号 |
|  | ※　緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容を記録しておくことが必要です。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(1)③） |
|  | ⑩　指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 | いる　いない | 要綱第66条第1項第10号 |
|  | ⑪　管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該介護予防通所介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第１号介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防通所介護相当サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行っていますか。 | いる　いない | 要綱第66条第1項第11号 |
|  | ⑫　管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第１号介護予防支援事業者に報告していますか。 | いる　いない | 要綱第66条第1項第12号 |
|  | ※　介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行うこととしています。 |  | 準用（平11 老企25第4の三の5(2)⑨） |
|  | ⑬　管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護相当サービス計画の変更を行っていますか。 | いる　いない | 要綱第66条第1項第13号 |
|  | ※　モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防通所介護相当サービス計画の変更を行うこととしたものです。 |  | 準用（平11 老企25第4の三の5(2)⑨） |
|  | ⑫　①から⑫までの規定は、介護予防通所介護相当サービス計画の変更について準用していますか。 | いる　いない | 要綱第66条第2項 |
|  | ⑬　介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第１号介護予防支援事業者から介護予防通所介護相当サービス計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防通所介護相当サービス計画を提出することに協力するよう努めていますか。 | いる　いない | 準用（平11 老企25第4の三の2(2)⑥） |
|  | ※　介護予防支援の運営基準において、「担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定されたことを踏まえたものです。 |  |  |
| １６　指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たって留意すべき事項 | ①　サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めていますか。 | いる　いない | 要綱第67条第1項第1号 |
| ②　運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、介護予防の観点から文献等において有効性が確認されていること等の適切なものとしていますか。 | いる　いない | 要綱第67条第1項第2号 |
| ③　サービスの提供に当たり、利用者が高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次項目に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮していますか。 | いる　いない | 要綱第67条第1項第3号 |
| １７　安全管理体制等の確保 | ①　サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めていますか。 | いる　いない | 要綱第68条第1項 |
| ②　サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めていますか。 | いる　いない | 要綱第68条第2項 |
| ③　サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めていますか。 | いる　いない | 要綱第68条第3項 |
|  | ④　サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | いる　いない | 要綱第68条第4項 |
| １８　利用者に関する市への通知 | ①　利用者が、正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態又は基準該当状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 | いる　いない | 要綱第64条(第23条第1号準用) |
|  | ②　利用者が、偽りその他不正な行為によってサービスを受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 | いる　いない | 要綱第64条(第23条第2号準用) |
| １９　緊急時等の対応 | 現に指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | いる　いない | 要綱第64条(第24条準用) |
| ２０　管理者の責　　　　　務 | ①　管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | いる　いない | 要綱第56条第１項 |
|  | ②　管理者は、当該事業所の従業者に、「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | いる　いない | 要綱第56条第2項 |
| ２１　運営規程 | 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。ア　事業の目的及び運営の方針イ　従業者の職種、員数及び職務の内容ウ　営業日及び営業時間エ　指定介護予防通所介護相当サービスの利用定員 | いる　いないいる　いないいる　いないいる　いない | 要綱第57条 |
|  | ※　利用定員とは、当該事業所において同時に指定介護予防通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものです。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(4)②） |
|  | オ　指定介護予防通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額 | いる　いない | 要綱第57条 |
|  | ※　「指定介護予防通所介護相当サービスの内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を記載してください。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(4)③） |
|  | ※　「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定介護予防通所介護相当サービスに係る利用料（１割、２割又は３割負担）及び法定代理受領サービスでない指定介護予防通所介護相当サービスの利用料を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。 |  | 準用（平11老企25第3の一の3(19)③） |
|  | カ　通常の事業の実施地域 | いる　いない | 要綱第57条 |
|  | ※　客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 |  | 準用（平11老企25第3の一の3(19)④） |
|  | キ　サービス利用に当たっての留意事項 | いる　いない | 要綱第57条 |
|  | ※　利用者が指定介護予防通所介護相当サービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指します。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(4)④） |
|  | ク　緊急時等における対応方法 | いる　いない | 要綱第57条 |
|  | ケ　非常災害対策 | いる　いない |  |
|  | ※　非常災害に関する具体的計画を指します。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(4)⑤） |
|  | コ　虐待の防止のための措置に関する事項 | いる　いない | 要綱第57条 |
|  | ※　虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指します。 |  | 準用（平11老企25第3の一の3(19)⑤） |
|  | サ　その他運営に関する重要事項 |  | 要綱第57条 |
| ２２　勤務体制の確保 | ①　利用者に対し適切な指定介護予防通所介護相当サービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めていますか。 | いる　いない | 要綱第58条第1項 |
|  | ※　事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(5)①） |
|  | ②　当該事業所の従業者によって指定介護予防通所介護相当サービスを提供していますか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。 | いる　いない | 要綱第58条第2項 |
|  | ※　調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことも認めるものです。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(5)②） |
|  | ③　従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。その際、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 | いる　いない | 要綱第58条第3項 |
|  | ※　義務付け対象外の者の具体例としては、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等です。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(5)③(第3の二の3(6)③準用)) |
| （ハラスメント防止） | ④　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 | いる　いない | 要綱第58条第4項 |
|  | ※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和４７年法律第１１３号）第１１条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和４１年法律第１３２号）第３０条の２第１項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。事業主が講ずべき措置の具体的内容ａ　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のた　　めの窓口をあらかじめ定め、労働者に周知してください。 |  | 準用（平11老企25第3の一の3(21)④) |
|  | ※　パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第２４号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第３０条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が５，０００万円以下又は常時使用する従業員の数が１００人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となりました。 |  |  |
|  | 事業主が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、ａ～ｃが規定されています。ａ　相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備ｂ　被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）ｃ　被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） |  |  |
|  | ※　介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、事業主が講ずべき措置の具体的内容の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html |  |  |
| ２３　業務継続計画の策定等 | ①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | いる　いない | 要綱第58条の2第1項 |
|  | ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載します。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。ア　感染症に係る業務継続計画ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄　品の確保等）ｂ　初動対応ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）イ　災害に係る業務継続計画ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）ｃ　他施設及び地域との連携 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(6)②) |
|  | ②　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | いる　いない | 要綱第58条の2第2項 |
|  | ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(6)③) |
|  | ※　 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(6)④) |
|  | ③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | いる　いない | 要綱第58条の2第3項 |
|  | ※　業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(6)①) |
| ２４　定員の遵守 | 利用定員を超えて指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行っていませんか。 | いない　いる | 要綱第59条 |
|  | ※　ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。 |  |  |
|  | ※　指定通所介護と指定介護予防通所介護相当サービスの双方の指定を併せて受け、一体的に事業を実施している場合は、当該指定通所介護における利用者は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所の利用定員の利用者数に含めます。 |  |  |
| ２５　非常災害対　　　策 | ①　非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 | いる　いない | 要綱第60条第1項 |
|  | ※　非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないものとしたものです。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。　　なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護予防通所介護相当サービス事業所にあってはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定介護予防通所介護相当サービス事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(7)①） |
|  | ②　①の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 | いる　いない | 要綱第60条第2項 |
|  | ※　日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(7)②） |
| ２６　衛生管理等 | ①　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 | いる　いない | 要綱第61条第1項 |
|  | ②　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じていますか。 | いる　いない | 要綱第61条第2項 |
|  | ※　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとします。各事項について、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(8)②） |
|  | ア　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 | いる　いない | 要綱第61条第2項第1号 |
|  | ※　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(8)②イ） |
|  | イ　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 | いる　いない | 要綱第61条第2項第2号 |
|  | ※　感染症の予防及びまん延の防止のための指針当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(8)②ロ） |
|  | ウ　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | いる　いない | 要綱第61条第2項第3号 |
|  | ※　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(8)②ハ） |
|  | ③　衛生管理等については、上記のほかに、次の点に留意していますか。ア　食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。イ　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。ウ　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 | いる　いない | 準用（平11老企25第3の六の3(8)①） |
| ２７　掲示 | ①　事業所の見やすい場所に、重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサ－ビスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | いる　いない | 要綱第64条(第30条第1項準用) |
|  | ※　「サービスの選択に資すると認められる重要事項」とは、当該事業所の運営規程の概要、介護職員等の勤務体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等をいいます。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(13)(第3の一の3(24)①準用)） |
|  | ※　「事業所の見やすい場所」とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことをいいます。 |  |  |
|  | ※　勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではありません。 |  |  |
|  | ※　重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、規定による掲示に代えることができます。 |  | 要綱第64条(第30条第2項準用) |
|  | ②　重要事項をウェブサイトに掲載していますか。 | いる　いない | 要綱第64条(第30条第3項準用) |
| ※　ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。　介護保険法施行規則第１４０条の４４各号に掲げる基準に該当する事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいものです。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、掲示は行う必要があります。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(13)(第3の一の3(24)①準用)） |
| ２８　秘密保持等 | ①　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 | いない　いる | 要綱第64条(第31条第1項準用) |
|  | ②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | いる　いない | 要綱第64条(第31条第2項準用) |
|  | ※　具体的には、介護従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものです。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(13)(第3の一の3(25)②準用)） |
|  | ③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 | いる　いない | 要綱第64条(第31条第3項準用) |
|  | ※　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(13)(第3の一の3(25)③準用)） |
| ２９　広告 | 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。 | いない　いる | 要綱第64条(第32条準用) |
| ３０　不当な働きかけの禁止 | 事業者は、介護予防サービス計画及びケアプランの作成又は変更に際し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行っていませんか。 | いない　いる | 要綱第64条(第32条の2準用) |
| ３１　介護予防支援事業者又は第１号介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止 | 介護予防支援事業者又は第１号介護予防支援事業者若しくはその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | いない　いる | 要綱第64条(第33条準用) |
| ３２　苦情処理 | ①　提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じていますか。 | いる　いない | 要綱第64条(第34条第1項準用) |
|  | ※　「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。ア　苦情を受け付けるための窓口を設置すること。イ　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するた　めに講ずる措置の概要について明らかにすること。ウ　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載すること。エ　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(13)(第3の一の3(28)①準用)） |
|  | ②　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 | いる　いない | 要綱第64条(第34条第2項準用) |
|  | ※　事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うことが必要です。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(13)(第3の一の3(28)②準用)） |
|  | ③　提供したサービスに関し、市が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは掲示の命令、指定業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定事業者であった者等への出頭の求め又は市の職員からの質問に応じ、及び市の職員が行う検査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる　いない | 要綱第64条(第34条第3項準用) |
|  | ④　市からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市に報告していますか。 | いる　いない | 要綱第64条(第34条第4項準用) |
|  | ⑤　提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる　いない | 要綱第64条(第34条第5項準用) |
|  | ⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 | いる　いない | 要綱第64条(第34条第6項準用) |
| ３３　地域との連携等 | ①　事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 | いる　いない | 要綱第61条の2第1項 |
|  | ※　地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものです。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(9)①） |
|  | ②　事業者は、その事業の運営に当たっては、市が実施する福祉に関する事業並びに地域住民の介護予防及び生活支援に関する活動に協力するよう努めていますか。 | いる　いない | 要綱第61条の2第2項 |
|  | ③　事業所と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行うよう努めていますか。 | いる　いない | 要綱第61条の2第3項 |
|  | ※　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定介護予防通所介護相当サービス事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要支援者に指定介護予防通所介護相当サービスを提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要支援者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要支援者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものです。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(13)(第3の一の3(29)②準用)） |
| ３４　事故発生時の対応 | ①　利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第１号介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | いる　いない | 要綱第62条第1項 |
| ※　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定介護予防通所介護相当サービス事業者が定めておくことが望ましいです。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(10)①） |
|  | ②　①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | いる　いない | 要綱第62条第2項 |
|  | ③　利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | いる　いない | 要綱第62条第3項 |
|  | ※　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(10)②） |
|  | ④　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 | いる　いない | 準用（平11老企25第3の六の3(10)③） |
|  | ⑤　夜間及び深夜に指定介護予防通所介護相当サービス以外のサービス（宿泊サービス）の提供により事故が発生した場合は、上記に準じた必要な措置を行っていますか。 | いる　いない | 要綱第62条第4項 |
| ３５　虐待の防止 | 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成１７年法律第１２４号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。ア　虐待の未然防止事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。イ　虐待等の早期発見従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。ウ　虐待等への迅速かつ適切な対応虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項（①～④）を実施するものとします。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(13)(第3の一の3(31)準用)） |
| ①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 | いる　いない | 要綱第62条の2第1項 |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。　一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。　なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。　また、テレビ電話装置等を活用して行う際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(13)(第3の一の3(31)①準用)） |
|  | ※　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。ア　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関することイ　虐待の防止のための指針の整備に関することウ　虐待の防止のための職員研修の内容に関することエ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関することオ　従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関することカ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関することキ　カの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること |  |  |
|  | ②　事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。 | いる　いない | 要綱第62条の2第2項 |
|  | ※　指針には、次のような項目を盛り込むこととします。ア　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ウ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針エ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針オ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項カ　成年後見制度の利用支援に関する事項キ　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項ク　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項ケ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(13)(第3の一の3(31)②準用)） |
|  | ③　事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。 | いる　いない | 要綱第62条の2第3項 |
|  | ※　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。　職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。　また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(13)(第3の一の3(31)③準用)） |
|  | ④　①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 | いる　いない | 要綱第62条の2第4項 |
|  | ※　事業所における虐待を防止するための体制として、上記（①～③）に掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。（※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(13)(第3の一の3(31)④準用)） |
| ３６　会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防通所介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | いる　いない | 要綱第64条(第37条準用) |
|  | ※　具体的な会計処理の方法等については、次に通知するところによるものです。ア　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成１２年３月１０日 老計第８号）イ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成１３年３月２８日 老振発第１８号）ウ　「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成２４年３月２９日 老高発第０３２９第１号） |   | 準用（平11老企25第3の六の3(13)(第3の一の3(32)準用)） |
| ３７　記録の整備 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | いる　いない | 要綱第63条第1項 |
|  | ②　利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存していますか。ア　介護予防通所介護相当サービス計画イ　提供したサービスの具体的な内容等の記録ウ　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録エ　市への通知に係る記録オ　苦情の内容等の記録カ　事故の状況及び処置についての記録 | いる　いない | 要綱第63条第2項 |
|  | ※　「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。 |  | 準用（平11老企25第3の六の3(12)） |
| （電磁的記録等） | ③　事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有形物をいう。）で行うことが想定されているもの（被保険者証に関するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っていますか。 | いる　いない | 要綱第78条第1項 |
|  | * 電磁的記録について

　ア　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。　イ　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。　　ａ　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法　　ｂ　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法　ウ　その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、ア及びイに準じた方法によること。　エ　電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  | 準用（平11老企25第5の1） |
|  | ④　事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その　他これらに類するもののうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行っていますか。 | いる　いない | 要綱第78条第2項 |
|  | ※　電磁的方法とは（１）電磁的方法による交付は、居宅基準第８条第２項から第６項まで及び予防基準第４９条の２第２項から第６項までの規定に準じた方法によること。

|  |
| --- |
| 居宅基準第８条２　事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、重要事項説明書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用者申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、事業者は、当該文書を交付したものとみなす。一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの　　イ　事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法　　ロ　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重　　要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚　によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法３　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへ記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。４　第２項第１号の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。５　事業者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。一　第２項各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの二　ファイルへの記録の方式６　前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 |

（２）電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月１９日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。（３）電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月１９日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。（４）その他、居宅基準第２１７条第２項及び予防基準第2９３条第２項において電磁的方法によることができるとされているものは、（１）から（３）までに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。（５）また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  | 準用（平11老企25第5の2） |
| ３８　介護職員等による喀痰吸引等について | ①　社会福祉士及び介護福祉士法第４８条の３、同法施行規則第２６条の２及び３に基づく、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しますか。 | 該当　非該当 | 社会福祉士及び介護福祉士法第48 条の3同法施行規則第26条の2、3 |
| ※　平成２４年４月１日から、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で『たんの吸引等』の行為を実施できるようになりました。 |  |
| ※　制度の概要については、次の厚生労働省ホームページの資料を参照してください。・　喀痰吸引等のパンフレット・　喀痰吸引等の制度説明（概要） |  |  |
|  | ②　認定特定行為業務従事者についてア　介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた者に行わせていますか。イ　認定特定行為従事者は何人いますか。　　　　　　人 | いる　いない | 平成23年11月11日社援発第1111 号厚生労働省社会・援護局長通知 |
|  | ③　登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者についてア　認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。（介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」としての登録になります。）[業務開始年月日　 平成・令和 　　年　　 月　　 日　] | いる　いない |
|  | ④　登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。登録している行為の該当するものに○をつけてください。（たん吸引）口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内（経管栄養）胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養 | いる　いない |
| ⑤　たん吸引等の業務の実施状況について介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けていますか。 | いる　いない |
|  | ⑥　対象者の希望、医師の指示及び心身の状況を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容その他の事項を記載した計画書を作成していますか。 | いる　いない | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条の3第1項第3号 |
|  | ⑦　対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。 | いる　いない | 平成23年11月11日社援発第1111 号厚生労働省社会・援護局長通知 |
|  | ⑧　実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。 | いる　いない |
|  | ⑨　たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。 | いる　いない |  |
|  | ⑩　たん吸引等の実施に必要な事項を記載した業務方法書等を備え、喀痰吸引等業務に関する関係者に共有にしていますか。 | いる　いない |  |
| 第６　変更の届出等 |
| １　変更の届出等 | ①　事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、１０日以内に、その旨を市（高齢者福祉課）に届け出ていますか。　ア　事業所の名称及び所在地イ　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名ウ　申請者の登記事項証明書又は条例等（当該介護予防通所介護相当サービス事業に関するものに限る。）　エ　事業所の種別 オ　事業所の平面図及び設備の概要カ　事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所キ　運営規程 | いる　いない | 法第115条の5第1項施行規則第140条の22 |
|  | ②　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市（高齢者福祉課）に届け出ていますか。 | いる　いない | 法第115条の25第2項 |
| 第７　介護給付費の算定及び取扱い |
| １　通所型サービス費 | 　看護職員又は介護職員の員数を置いているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定していますか。ア　１週当たりの標準的な回数を定める場合（１月につき）（１）事業対象者・要支援１　 　１，７９８単位（２）事業対象者・要支援２ 　　３，６２１単位イ　１月当たりの標準的な回数を定める場合（１日につき）（１）事業対象者・要支援１　　 　　　５９単位（２）事業対象者・要支援２ 　　　　１１９単位 | いる　いない | 令3厚告72別表2イ、ロ |
|  | ①　利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所介護相当サービス費は算定していませんか。 | いる　いない | 令3厚告72別表2注7 |
|  | ②　利用者が１の指定介護予防通所介護相当サービス事業所においてサービスを受けている間は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所以外の指定介護予防通所介護相当サービス事業所がサービスを行った場合に、介護予防通所介護相当サービス費は算定していませんか。 | いない　いる | 令3厚告72別表2注8 |
| ２　通所型サービスの意義について | 指定介護予防通所介護相当サービスの基本報酬においては、入浴介助及び運動器機能向上サービスの実施に係る費用が包括評価されているところであり、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものであることを踏まえ、サービスを実施してください。 |  | 令3老認0319-3第3の3(1)  |
| ①　入浴介助は、利用者自身で又は家族等の介助によって入浴ができるようになることを目的として行っていますか。 | いる　いない | 令3老認0319-3第3の3(1) ① |
| ※　この際、利用者の状態や、当該利用者が日頃利用する浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を確認し、これを踏まえて、利用者が日頃利用する浴室に近い環境で行うことが望ましいです。 |  |
| ②　運動器機能向上サービス（利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものをいう。）は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、かつ、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を１名以上配置していますか。 | いる　いない | 令和3老認0319-3第3の3(1) ② |
| ③　国内外の文献等において介護予防の観点から有効性が確認されている手法等を用いて運動器機能向上サービスを行っていますか。 | いる　いない |
| ３　定員超過又は人員基準欠如 | 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が次の（１）又は（２）に該当する場合は、所定単位数に１００分の７０を乗じて得た単位数を算定していますか。（１）月平均の利用者の数が、運営規程に定められている利用定員を超える場合（２）看護職員又は介護職員の員数が、人員基準に定める員数に満たない場合 | いる　いない該当なし | 令3厚告72別表2注1 |
|  | ※　定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について、利用者の数は、１月間（暦月）の利用者の数の平均を用います。この場合、１月間の利用者の数の平均は、当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとします。 |  | 準用(平12老企36第2の7(24)②) |
|  | ※　利用者の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定されます。 |  | 準用(平12老企36第2の7(24)③) |
|  | ※　災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらず、その翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行います。 |  | 準用(平12老企36第2の7(24)⑤) |
|  | ※　人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について、具体的な取扱いは次のとおりとします。ア　看護職員の数は、１月間の職員の数の平均を用います。この場合、１月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。イ　介護職員の数は、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数を用います。この場合、１月間の勤務延時間数は、配置された職員の１月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とします。ウ　人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算します。・（看護職員の算定式）サービス提供日に配置された延べ人数／サービス提供日数＜０．９・（介護職員の算定式）当該月に配置された職員の勤務延時間数／当該月に配置すべき職員の勤務延時間数＜０．９エ　１割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算されます（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます。）。・（看護職員の算定式）０．９≦サービス提供日に配置された延べ人数／サービス提供日数＜１．０・（介護職員の算定式）０．９≦当該月に配置された職員の勤務延時間数／当該月に配置すべき職員の勤務延時間数＜１．０ |  | 準用(平12老企36第2の7(25)②) |
| ４　高齢者虐待防止措置未実施減算 | 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 | いる　いない | 令3厚告72別表2注4 |
| ※　厚生労働大臣が定める基準ア　当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するととも、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。イ　当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。ウ　当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。エ　ア～ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 |  | 平27厚告95第131号の3 |
| ※　高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、上記基準に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。 |  | 準用(平12老企36第2の7(2)(第2の2(10)準用)) |
| ※　具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年１回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。 |  |
| ５　業務継続計画未策定減算 | 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 | いる　いない | 令3厚告72別表2注5 |
| ※　厚生労働大臣が定める基準とは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないことをいいます。 |  | 平27厚告95第131号の4 |
| ※　業務継続計画未策定減算については、上記基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとします。　なお、経過措置として、令和７年３月３１日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、当該減算は適用しませんが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。 |  | 準用(平12老企36第2の7(3)) |
| ６　同一建物等に居住する利用者等に対する取扱い | 指定介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物から当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所に通う者に対し、指定介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算していますか。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではありません。（１）要支援１　３７６単位（２）要支援２　７５２単位 | いる　いない該当なし | 令3厚告72別表2注9 |
| ※　「同一建物」とは、当該介護予防通所介護相当サービス事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の１階部分に介護予防通所介護相当サービス事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。　　また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該介護予防通所介護相当サービス事業所の介護予防通所介護相当サービス事業者と異なる場合であっても該当するものです。 |  | 準用(平12老企36第2の7(22)) |
|  | ※　なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象となりません。具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、２人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該介護予防通所介護相当サービス事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られます。　　ただし、この場合、２人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について介護予防通所介護相当サービス計画に記載してください。また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければなりません。 |  |  |
| ７　生活機能向上グループ活動加算 | 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、１月につき１００単位を加算していますか。 | いる　いない該当なし | 令3厚告72別表2ハ注 |
|  | ①　生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他通所型サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第６３条第２号に規定する通所型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していますか。 | いる　いない | 令3厚告72別表2ハ注イ |
|  | ②　通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていますか。 | いる　いない | 令3厚告72別表2ハ注ロ |
|  | ③　利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを１週につき１回以上行っていますか。 | いる　いない | 令3厚告72別表2ハ注ハ |
| ※　同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しません。 |  | 令3厚告72別表2ハ注 |
|  | ※　生活機能向上グループ活動加算は、自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対し、生活機能の向上を目的とした活動をグループで行った場合に算定できます。また、集団的に行われるレクリエーションや創作活動等の機能訓練を実施した場合には算定できません。 |  | 令3老認0319-3第3の3(6)  |
|  | ※　当該加算を算定する場合は、次の①から③までを満たすことが必要です。 |  |  |
|  | ①　生活機能向上グループ活動の準備ア　利用者自らが日常生活上の課題に応じて活動を選択できるよう、次に掲げる　活動項目を参考に、日常生活に直結した活動項目を複数準備し、時間割を組んでいますか。 | いる　いない | 令3老認0319-3第3の3(6)①ア |
|  | ※　活動項目の例家事関連活動衣：洗濯機・アイロン・ミシン等の操作、衣服の手入れ（ボタンつけ等）等食：献立作り、買い出し、調理家電（電子レンジ、クッキングヒーター、電気ポット等）・調理器具（包丁、キッチン鋏、皮むき器等）の操作、調理（炊飯、総菜、行事食等）、パン作り等住：日曜大工、掃除道具（掃除機、モップ等）の操作、ガーデニング等通信・記録関連活動機器操作（携帯電話操作、パソコン操作等）、記録作成（家計簿、日記、健　　　康ノート等） |  |  |
|  | イ　１のグループの人数は、６人以下としていますか。 | いる　いない | 令3老認0319-3第3の3(6)①イ |
|  | ②　利用者ごとの日常生活上の課題の把握と達成目標の設定介護職員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師及びこれらの資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を含む。）、その他の職種の者（以下「介護職員等」という。）が生活機能向上グループ活動サービスを行うに当たっては、次のア～ケまでに掲げる手順により行うものとします。 |  | 令3老認0319-3第3の3(6)② |
|  | ア　当該利用者について、次の事項を把握していますか。ａ　要支援状態等に至った理由と経緯ｂ　要支援状態等となる直前の日常生活の自立の程度と家庭内での役割の内容ｃ　要支援状態等となった後に自立してできなくなったこと若しくは支障を感　じるようになったことｄ　現在の居宅における家事遂行の状況と家庭内での役割の内容ｅ　近隣との交流の状況 | いる　いない | 令3老認0319-3第3の3(6)②ア |
|  | イ　アの把握に当たっては、当該利用者から聞き取るほか、家族や地域包括支援センター等から必要な情報を得るよう努めていますか。 | いる　いない |
|  | ウ　アについて把握した上で、具体的な日常生活上の課題及び到達目標を当該利用者と共に設定していますか。 | いる　いない | 令3老認0319-3第3の3(6)②イ |
|  | エ　到達目標は、おおむね３月程度で達成可能な目標とし、さらに段階的に目標を達成するためにおおむね１月程度で達成可能な目標（以下「短期目標」という。）を設定していますか。 | いる　いない |  |
|  | オ　到達目標及び短期目標については、当該利用者のケアプラン等と整合性のとれた内容としていますか。 | いる　いない |  |
|  | カ　介護職員等は、当該利用者の同意を得た上で到達目標を達成するために適切な活動項目を選定していますか。 | いる　いない | 令3老認0319-3第3の3(6)②ウ |
|  | キ　当該利用者の活動項目の選定に当たっては、生活意欲を引き出すなど、当該利用者が主体的に参加できるよう支援していますか。 | いる　いない |  |
|  | ク　生活機能向上グループ活動の実施時間、実施頻度、実施期間は次のとおりとしていますか。ａ　実施時間：利用者の状態や活動の内容を踏まえた適切な時間ｂ　実施頻度：１週につき１回以上ｃ　実施期間：おおむね３月以内 | いる　いない | 令3老認0319-3第3の3(6)②エ |
|  | ケ　介護職員等は、上記について、当該利用者に説明し、同意を得ていますか。 | いる　いない |
| コ　ア～クまでの手順により得られた結果は、介護予防通所介護相当サービス計画に記録していますか。 | いる　いない |
|  | ③　生活機能向上グループ活動の実施方法ア　介護職員等は、予め生活機能向上グループ活動に係る計画を作成し、当該活　動項目の具体的な内容、進め方及び実施上の留意点等を明らかにしていますか。 | いる　いない | 令3老認0319-3第3の3(6)③ア |
|  | イ　生活機能向上グループ活動は、１のグループごとに、当該生活機能向上グループ活動の実施時間を通じて１人以上の介護職員等を配置することとし、同じグループに属する利用者が相互に協力しながら、それぞれが有する能力を発揮できるよう適切に支援を行っていますか。 | いる　いない | 令3老認0319-3第3の3(6)③イ |
|  | ウ　介護職員等は、当該サービスを実施した日ごとに、実施時間、実施内容、参加した利用者の人数及び氏名等を記録していますか。 | いる　いない | 令3老認0319-3第3の3(6)③ウ |
|  | エ　利用者の短期目標に応じて、おおむね１月ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と生活機能向上グループ活動における当該利用者の客観的な状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、生活機能向上グループ活動に係る計画の修正を行っていますか。 | いる　いない | 令3老認0319-3第3の3(6)③エ |
|  | オ　実施期間終了後、到達目標の達成状況及び②のアのｃからｅまでの状況等について確認していますか。 | いる　いない | 令3老認0319-3第3の3(6)③オ |
|  | カ　その結果、当該到達目標を達成している場合には、当該利用者に対する当該生活機能向上グループ活動を終了し、当該利用者を担当する地域包括支援センター等に報告していますか。 | いる　いない |  |
|  | キ　当該到達目標を達成していない場合には、達成できなかった理由を明らかにするとともに、当該サービスの継続の必要性について当該利用者及び地域包括支援センター等と検討していますか。 | いる　いない |  |
|  | ク　検討の上で、当該サービスを継続する場合は、適切に実施方法及び実施内容　等を見直していますか。 | いる　いない |  |
| ８　若年性認知症利用者受入加算 | 　受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、１月につき２４０単位を所定単位数に加算していますか。 | いる　いない該当なし | 令3厚告72別表2ニ |
|  | ※　受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行ってください。 |  | 準用(平12老企36第2の7(18)) |
| ９　栄養アセスメント加算 | 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、１月につき５０単位を所定単位数に加算していますか。 | いる　いない該当なし | 令3厚告72別表2ホ |
|  | ※　ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しません。 |  |  |
|  | ※　栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 |  | 準用(平12老企36第2の7(17)①) |
|  | ①　当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を１名以上配置していますか。 | いる　いない | 令3厚告72別表2ホ注イ |
|  | ※　当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を１名以上配置して行うものです。 |  | 準用(平12老企36第2の7(17)②) |
|  | ②　利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下、「管理栄養士等」）が共同して３月に１回以上栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応していますか。 | いる　いない | 令3厚告72別表2ホ注ロ |
|  | ※　栄養アセスメントについては、３月に１回以上、アからエまでに掲げる手順により行い、あわせて、利用者の体重については、１月毎に測定してください。ア　利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。イ　管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。ウ　ア及びイの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。エ　低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。 |  | 準用(平12老企36第2の7(17)③) |
|  | ③　利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。 | いる　いない | 令3厚告72別表2ホ注ハ |
|  | ※　厚生労働省への情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこととします。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。　サービスの質の向上を図るため、ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定（Ｐｌａｎ）、当該決定に基づく支援の提供（Ｄｏ）、当該支援内容の評価（Ｃｈｅｃｋ）、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善（Ａｃｔｉｏｎ）の一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、サービスの質の管理を行ってください。 |  | 準用(平12老企36第2の7(17)⑤) |
|  | ④　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防通所介護相当サービス事業所となっていますか。 | いない　いる | 令3厚告72別表2ホ注ニ |
|  | ※　厚生労働大臣が定める基準定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。 |  | 平12厚告27第23号 |
|  | ※　原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しませんが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できます。 |  | 準用(平12老企36第2の7(17)④) |
| １０　栄養改善加算 | 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、１月につき２００単位を所定単位数に加算していますか。 | いる　いない該当なし | 令3厚告72別表2ヘ |
|  | ※　栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 |  | 準用(平12老企36第2の7(18)①) |
|  | ①　当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を１名以上配置していますか。 | いる　いない | 令3厚告72別表2ヘ注イ |
|  | ※　当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を１名以上配置して行うものです。 |  | 準用(平12老企36第2の7(18)②) |
|  | ②　利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していますか。 | いる　いない | 令3厚告72別表2ヘ注ロ |
|  | ※　栄養改善加算を算定できる利用者は、次のア～オのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とします。ア　ＢＭＩが１８．５未満である者イ　１～６月間で３％以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成１８年６月９日老発第０６０９００１号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのＮｏ.（１１）の項目が「１」に該当する者ウ　血清アルブミン値が３.５ｇ／ｄｌ以下である者エ　食事摂取量が不良（７５％以下）である者オ　その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者 |  | 準用(平12老企36第2の7(18)③) |
|  | ※　次のような問題を有する者については、上記ア～オのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認してください。・　口腔及び摂食・嚥下機能の問題（基本チェックリストの口腔機能に関連する（１３）、（１４）、（１５）のいずれかの項目において「１」に該当する者などを含む。）・　生活機能の低下の問題・　褥瘡に関する問題・　食欲の低下の問題・　閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する（１６）、（１７）のいずれかの項目において「１」に該当する者などを含む。）・　認知症の問題（基本チェックリストの認知症に関連する（１８）、（１９）、（２０）のいずれかの項目において「１」に該当する者などを含む。）・　うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する（２１）から（２５）の項目において、２項目以上「１」に該当する者などを含む。） |  |  |
|  | ③　利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していますか。 | いる　いない | 令3厚告72別表2ヘ注ハ |
|  | ※　栄養改善サービスの提供は、以下のアからカまでに掲げる手順を経てなされます。ア　利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。イ　利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行い、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、介護予防通所介護相当サービスにおいては、栄養ケア計画に相当する内容を介護予防サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとすること。ウ　栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。エ　栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。オ　利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね３月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。カ　指定居宅サービス基準第１０５条において準用する第１９条に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとすること。 |  | 準用(平12老企36第2の7(18)④) |
|  | ④　利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していますか。 | いる　いない | 令3厚告72別表2ヘ注ニ |
|  | ※　おおむね３月ごとの評価の結果、②のアからオまでのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供してください。 |  | 準用(平12老企36第2の7(18)⑤) |
|  | ⑤　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防通所介護相当サービス事業所となっていますか。 | いない　いる | 令3厚告72別表2ホ注ニ |
|  | ※　厚生労働大臣が定める基準定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。 |  | 平12厚告27第23号 |
| ※　介護予防通所介護相当サービスにおいて栄養改善サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者等ができる限り要介護状態等にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意してください。　　なお、要支援者等に対する当該サービスの実施に当たっては、栄養ケア計画に定める栄養改善サービスをおおむね３月実施した時点で栄養状態の改善状況について評価を行い、その結果を当該要支援者等に係る地域包括支援センター等に報告するとともに、栄養状態に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了するものとします。 |  | 令3老認0319-3第3の3(9)  |
| １１　口腔機能向上加算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。（１）口腔機能向上加算（Ⅰ） 　１５０単位（２）口腔機能向上加算（Ⅱ） 　１６０単位 | いる　いない該当なし | 令3厚告72別表2ト |
| （１）口腔機能向上加算（Ⅰ） | ※　厚生労働大臣が定める基準　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第132号(第20号イ準用) |
| ア　言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置していますか。 | いる　いない |
| イ　利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していますか。 | いる　いない |
| ウ　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していますか。 | いる　いない |
| エ　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していますか。 | いる　いない |
| オ　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。 | いない　いる |
|  | ※　口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のア～ウまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とします。ア　認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の３項目のいずれかの項目において「１」以外に該当する者イ　基本チェックリストの口腔機能に関連する（１３）、（１４）、（１５）の３項目のうち、２項目以上が｢１｣に該当する者ウ　その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者 | いない　いる | 準用(平12老企36第2の7(20)③) |
|  | ※　利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとします。なお、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合にあっては、加算は算定できません。 |  | 準用(平12老企36第2の7(20)④) |
|  | ※　口腔機能向上サービスの提供は、以下のアからオまでに掲げる手順を経てなされます。ア　利用者ごとの口腔機能等の口腔の健康状態を、利用開始時に把握すること。イ　利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、介護予防通所介護相当サービスにおいては、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を介護予防サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができるものとすること。ウ　口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。エ　利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね３月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。オ　指定居宅サービス基準第１０５条において準用する第１９条に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はないものとすること。 |  | 準用(平12老企36第2の7(20)⑤) |
|  | ※　おおむね３月ごとの評価の結果、次のア又はイのいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供します。ア　口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者イ　当該サービスを継続しないことにより、口腔機能が低下するおそれのある者 |  | 準用(平12老企36第2の7(20)⑥) |
|  | ※　口腔機能向上サービスの提供に当たっては、別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）を参照してください。 |  | 準用(平12老企36第2の7(20)⑦) |
|  | ※　介護予防通所介護相当サービスにおいて口腔機能向上サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者等ができる限り要介護状態等にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意してください。　なお、要支援者等に対する当該サービスの実施に当たっては、口腔機能改善管理指導計画に定める口腔機能向上サービスをおおむね３月実施した時点で口腔機能の状態の評価を行い、その結果を当該要支援者に係る地域包括支援センター等に報告するとともに、口腔機能向上に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了するものとします。 |  | 令3老認0319-3第3の3(10)  |
| （２）口腔機能向上加算（Ⅱ） | ※　厚生労働大臣が定める基準　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第132号(第20号ロ準用) |
|  | カ　アからオまでに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | いる　いない |
|  | キ　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。 | いる　いない |
|  | ※　厚生労働省への情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこととします。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。　サービスの質の向上を図るため、ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成（Ｐｌａｎ）、当該計画に基づく支援の提供（Ｄｏ）、当該支援内容の評価（Ｃｈｅｃｋ）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Ａｃｔｉｏｎ）の一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、サービスの質の管理を行ってください。 |  | 準用(平12老企36第2の7(20)⑧) |
| １２　一体的サービス提供加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、１月につき４８０単位数に加算していますか。 | いる　いない該当なし | 令3厚告72別表2チ |
|  | ※　栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しません。 |  |  |
|  | ※　厚生労働大臣が定める基準 |  | 平27厚告95第133号 |
|  | ア　介護保険法施行規則第１４０条の６３の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の通所型サービス費の栄養改善加算の注に掲げる基準及び口腔機能向上加算の注に掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合していますか。 | いる　いない |
|  | イ　利用者がサービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を、１月につき２回以上設けていますか。 | いる　いない |
|  | ※　当該加算の算定に当たっては、以下に留意してください。ア　各選択的サービスの取扱いに従い適切に実施していること。イ　運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施するに当たって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。 |  | 令3老認0319-3第3の3(11)  |
| １３　サービス提供体制強化加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所が利用者に対し指定た介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて１月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。（１）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）要支援１ 　　　８８単位 要支援２ 　　１７６単位（２）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）要支援１ 　　　７２単位 要支援２ 　　１４４単位（３）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）要支援１ 　　　２４単位 要支援２ 　　　４８単位 | いる　いない該当なし | 令3厚告72別表2リ |
| （１）サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | ※　厚生労働大臣が定める基準　次のいずれ（ア又はイのいずれか及びウ）にも適合すること。 |  | 平27厚告95第135号(第23号イ準用) |
| ア　指定介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の７０以上となっていますか。 | いる　いない |
| イ　指定介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数１０年以上の介護福祉士の占める割合が１００分の２５以上となっていますか。 | いる　いない |
| ※　職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く。）の平均を用いることとします。ただし、前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前３月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業所については、４月目以降届出が可能となります。なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者としてください。 |  | 準用(平12老企36第2の7(26)①(第2の3(12)④)参照) |
| ※　前年度の実績が６月に満たない事業所については、届出日の属する月の前３月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとしますが、届出を行った月以降においても、直近３月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに算定体制がない旨の届出を提出しなければなりません。 |  | 準用(平12老企36第2の7(26)①(第2の3(12)⑤)参照) |
| ※　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものです。 |  | 準用(平12老企36第2の7(26)①(第2の3(12)⑥)参照) |
| ※　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。 |  | 準用(平12老企36第2の7(26)①(第2の3(12)⑦)参照) |
| ※　同一の事業所において第１号通所事業の指定を併せて受け一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととします。 |  | 準用(平12老企36第2の7(26)①(第2の3(12)⑧)参照) |
| ※　指定介護予防通所介護相当サービスを利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとします。 |  | 準用(平12老企36第2の7(26)②) |
| ウ　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。 | いない　いる | 平27厚告95第135号(第23号準用) |
| （２）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | ※　厚生労働大臣が定める基準　次のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第135号(第23号ロ準用) |
| エ　指定介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の５０以上となっていますか。 | いる　いない |
| オ　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。 | いない　いる |
| （３）サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | ※　厚生労働大臣が定める基準　次のいずれ（カ又はキのいずれか及びク）にも適合すること。 |  | 平27厚告95第135号(第23号ハ準用) |
| カ　指定介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の４０以上となっていますか。 | いる　いない |
| キ　指定介護予防通所介護相当サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が１００分の３０以上となっていますか。 | いる　いない |
| ク　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。 | いない　いる |
| １４　生活機能向上連携加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、（１）については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き３月に１回を限度として、１月につき、（２）については１月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。（１）生活機能向上連携加算（Ⅰ）　　１００単位（２）生活機能向上連携加算（Ⅱ）　　２００単位 | いる　いない該当なし | 令3厚告72別表2ヌ |
| （１）生活機能向上連携加算（Ⅰ） | ※　厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 | 　 | 平27厚告95第15号の2イ |
| ア　指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が２００床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下、「リハビリテーションを実施している施設等」という。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていますか。 | いる　いない |  |
| イ　個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していますか。 | いる　いない |  |
|  | 　　ウ　アの評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を３月ごとに１回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていますか。 | いる　いない |  |
|  | ※　「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院です。 |  | 準用(平12老企36第2の7(12)①イ) |
|  | ①　個別機能訓練計画の作成に当たっては、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のＡＤＬ（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びＩＡＤＬ（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する状況について、当該医療提供施設の場において把握し、又は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の機能訓練指導員等と連携してＩＣＴを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の機能訓練指導員等に助言を行っていますか。 | いる　いない　 | 準用(平12老企36第2の7(12)①ロ) |
|  | ※　ＩＣＴを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がＡＤＬ及びＩＡＤＬに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整するものとします。 |  |  |
|  | ②　個別機能訓練計画には利用者ごとに次の内容を記載していますか。ア　目標* 利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意

　見も踏まえ策定している* 当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可

　能な限り具体的かつ分かりやすい目標としているイ　実施時間ウ　実施方法等 | いる　いない　 | 準用(平12老企36第2の7(12)①ハ) |
|  | ※　個別機能訓練計画に相当する内容を介護予防サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができます。 |  |  |
|  | ※　個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について、機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のＡＤＬやＩＡＤＬの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行ってください。 |  | 準用(平12老企36第2の7(12)①ホ) |
|  | ※　個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について、利用者又はその家族に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |
|  | ③　機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能な状態になっていますか。 | いる　いない | 準用(平12老企36第2の7(12)①ヘ) |
|  | ④　個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定していますか。 | いる　いない | 準用(平12老企36第2の7(12)①ト) |
|  | ※　理学療法士等の助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能ですが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しません。 |  |  |
| （２）生活機能向上連携加算（Ⅱ） | ※　厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第15号の2ロ |
| ア　指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていますか。 | いる　いない |
|  | 　　イ　個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していますか。 | いる　いない |  |
|  | 　　ウ　アの評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を３月ごとに１回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていますか。 | いる　いない |  |
|  | ※　「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院です。 |  | 準用(平12老企36第2の7(12)②イ) |
|  | ※　個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について、機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のＡＤＬやＩＡＤＬの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更などを適切な対応を行ってください。 |  | 準用(平12老企36第2の7(12)②ロ) |
|  | ※　理学療法士等は、３月ごとに１回以上指定介護予防通所介護相当サービス事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行ってください。 |  |
|  | ⑤　②及び③を満たしていますか。なお、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はありません。 | いる　いない | 準用(平12老企36第2の7(12)②ハ) |
| １５　口腔・栄養スクリーニング加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、１回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。（１）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）　　２０単位（２）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）　　　５単位 | いる　いない該当なし | 令3厚告72別表2ル |
|  | ※　当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しません。 |  |  |
| （１）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） | ※　厚生労働大臣が定める基準　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第51号の7イ |
| 　　ア　介護給付費単位数表の通所介護サービス費を算定していますか。 | いる　いない |  |
| イ　利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していますか。 | いる　いない |  |
| ※　口腔スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供してください。ａ　硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者ｂ　入れ歯を使っている者ｃ　むせやすい者 |  | 準用(平12老企36第2の7(19)③) |
| ウ　利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していますか。 | いる　いない | 平27厚告95第51号の7イ |
|  | ※　栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供してください。ａ　ＢＭＩが１８．５未満である者ｂ　１～６月間で３％以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業　の実施について」（平成１８年６月９日老発第０６０９００１号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのＮｏ.１１の項目が「１」に該当する者ｃ　血清アルブミン値が３．５ｇ/ｄｌ以下である者ｄ　食事摂取量が不良（７５％以下）である者 |  | 準用(平12老企36第2の7(19)③) |
|  | ※　口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングの実施に当たっては、別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）を参照してください。 |  |
|  | エ　算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当していませんか。 |  | 平27厚告95第51号の7イ |
|  | （１）栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。 | いない　いる |
|  | （２）当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。 | いない　いる |
|  | ※　加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施してください。 |  | 準用(平12老企36第2の7(19)④) |
|  | ※　口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要と判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できます。 |  | 準用(平12老企36第2の7(19)⑤) |
|  | オ　定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。 | いない　いる | 平27厚告95第51号の7イ |
| （２）口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） | ※　厚生労働大臣が定める基準　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第51号の7ロ |
| 　　カ　アに該当していますか。 | いる　いない |
| キ　次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。 |  |
| （１）イ及びオに掲げる基準に適合すること。 | いる　いない |
| （２）算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。 | いる　いない |
| （３）算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。 | いる　いない |
| ※　口腔・栄養スクリーニングの算定に係るスクリーニングは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。なお、介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握してください。 |  | 準用(平12老企36第2の7(19)①) |
|  | ※　口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、一体的に実施すべきものです。ただし、大臣基準第１９号の２ロに規定する場合にあっては、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定することができます。 |  | 準用(平12老企36第2の7(19)②) |
| １６　科学的介護推進体制加算 | 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し指定介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、科学的介護推進体制加算として、１月につき４０単位を所定単位数に加算していますか。 | いる　いない該当なし | 令3厚告72別表2ヲ |
|  | 1. 利用者ごとのＡＤＬ値（ＡＤＬの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していますか。
 | いる　いない | 令3厚告72別表2ヲ注イ |
|  | ※　情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行うこととします。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。 |  | 準用(平12老企36第2の7(21)②) |
|  | ②　必要に応じて介護予防通所介護相当サービス計画を見直すなど、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たって、①に規定する情報その他介護予防通所介護相当サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していますか。 | いる　いない | 令3厚告72別表2ヲ注ロ |
|  | ※　事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Ｐｌａｎ）、実行（Ｄｏ）、評価（Ｃｈｅｃｋ）、改善（Ａｃｔｉｏｎ）のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められます。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはなりません。ア　利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Ｐｌａｎ）。イ　サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Ｄｏ）。ウ　ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Ｃｈｅｃｋ）。エ　検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Ａｃｔｉｏｎ）。 |  | 準用(平12老企36第2の7(21)③) |
| １７－１　介護職員等処遇改善加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。（１）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）通所型サービス費から科学的介護推進体制加算までにより算定した単位数の１０００分の９２に相当する単位数（２）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）通所型サービス費から科学的介護推進体制加算までにより算定した単位数の１０００分の９０に相当する単位数（３）介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）通所型サービス費から科学的介護推進体制加算までにより算定した単位数の１０００分の８０に相当する単位数（４）介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）通所型サービス費から科学的介護推進体制加算までにより算定した単位数の１０００分の６４に相当する単位数 | いる　いない該当なし | 令3厚告72別表2ワ注1 |
|  | ※　介護職員処遇改善加算（以下「旧処遇改善加算」という。）、介護職員等特定処遇改善加算（以下「旧特定加算」という。）及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「旧ベースアップ等加算」という。以下、旧処遇改善加算、旧特定加算、旧ベースアップ等加算を合わせて「旧３加算」という。）の各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、令和６年６月から「介護職員等処遇改善加算」（以下「新加算」という。）への一本化を行っています。 |  | 令6老03151 |
|  | ※　新加算の施行に当たっては、賃金規程の見直し等の事業者の事務負担に配慮し、令和６年度中は経過措置期間を設けることとします。　具体的には、月額賃金改善要件Ⅰと、職場環境等要件の見直しについては、令和６年度中は適用を猶予します。また、キャリアパス要件Ⅰからキャリアパス要件Ⅲまでについても、令和６年度中に賃金体系等を整備することを誓約した場合に限り、令和６年度当初から要件を満たしたこととして差し支えありません。　さらに、一本化施行前の令和６年５月３１日時点で旧３加算の全部又は一部を算定している場合には、旧３加算の算定状況に応じた経過措置区分として、令和６年度末までの間、それぞれ新加算Ⅴ（１）～（１４）を算定できます。 |  |  |
|  | ※　賃金改善の実施に係る基本的な考え方介護サービス事業者は、新加算等の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下「賃金改善」という。）を実施しなければなりません。　　その際、賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする項目を特定した上で行うものとします。この場合、特別事情届出書の届出を行う場合を除き、特定した項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはなりません。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましいです。　　また、令和６年度に、令和５年度と比較して増加した加算額について、介護サービス事業者等は、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たに増加した新加算等の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金改善を新規に実施しなければなりません。その際、新規に実施する賃金改善は、ベースアップ（賃金表の改訂により基本給又は決まって毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう。以下同じ。）により行うことを基本とします。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合（例えば、令和６年度介護報酬改定を踏まえ賃金体系等を整備途上である場合）には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えありません。 |  | 令6老03152(2) |
|  | ※　新加算等を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある介護職員（介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数１０年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定することとする。以下同じ。）に重点的に配分することとしますが、介護サービス事業者等の判断により、介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分を認めることとします。　ただし、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみに賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行ってはなりません。 |  |  |
| （１）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | ※　厚生労働大臣が定める基準　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第51号の10(第48号イ準用) |
| ア　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていますか。ａ　当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所が仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。ｂ　当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、経験・技能のある介護職員のうち１人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 | いる　いない |
|  | ※　月額賃金改善要件Ⅰ（月給による賃金改善）　　新加算Ⅳの加算額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の改善に充てること。また、事業所等が新加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定する場合にあっては、仮に新加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の２分の１以上を基本給等の改善に充てること。　なお、加算を未算定の事業所が新規に新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定し始める場合を除き、本要件を満たすために、賃金総額を新たに増加させる必要はない。したがって、基本給等以外の手当又は一時金により行っている賃金改善の一部を減額し、その分を基本給等に付け替えることで、本要件を満たすこととして差し支えない。また、既に本要件を満たしている事業所等においては、新規の取組を行う必要はない。ただし、この要件を満たすために、新規の基本給等の引上げを行う場合、当該基本給等の引上げはベースアップ（賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること）により行うことを基本とする。　月額賃金改善要件Ⅰについては、令和６年度中は適用を猶予する。そのため、令和６年度の新加算の算定に当たり、本要件を満たす必要はないが、令和７年度以降の新加算の算定に向け、計画的に準備を行う観点から、令和６年度の処遇改善計画書においても任意の記載項目として月額での賃金改善額の記載を求めることとする。 |  | 令6老03153(1)① |
|  | ※　キャリアパス要件Ⅳ（改善後の年額賃金要件）経験・技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額４４０万円以上であること（新加算等による賃金改善以前の賃金が年額４４０万円以上である者を除く。）。ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合さらに、令和６年度中は、賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均８万円（賃金改善実施期間における平均とする。）以上の職員を置くことにより、上記の要件を満たすこととしても差し支えない。 |  | 令6老03153(1)⑥ |
|  | イ　当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていますか。 | いる　いない | 平27厚告95第51号の10(第48号イ準用) |
|  | ウ　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施していますか。 | いる　いない |
|  | ※　ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ませんが、その内容について市長に届け出てください。 |  |
|  | エ　指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告していますか。 | いる　いない | 平27厚告95第51号の10(第48号イ準用) |
|  | オ　算定日が属する月の前１２月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていませんか。 | いない　いる |
|  | カ　当該指定介護予防通所介護総統サービス事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていますか。 | いる　いない |
|  | ※　月額賃金改善要件Ⅱ（旧ベースアップ等加算相当の賃金改善）　　令和６年５月３１日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和８年３月３１日までの間において、新規に新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合には、初めて新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定し、旧ベースアップ等加算相当の加算額が新たに増加する事業年度において、当該事業所が仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施しなければならない。その際、当該基本給等の引上げは、ベースアップにより行うことを基本とする。また、令和６年５月以前に旧３加算を算定していなかった事業所及び令和６年６月以降に開設された事業所が、新加算ⅠからⅣまでのいずれかを新規に算定する場合には、月額賃金改善要件Ⅱの適用を受けない。　本要件の適用を受ける事業所は、初めて新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定した年度の実績報告書において、当該賃金改善の実施について報告しなければならない。したがって、例えば、令和６年５月３１日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所であって、令和６年６月から新加算Ⅰを算定した事業所は、令和６年６月から旧ベースアップ等加算相当の加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施し、令和６年度の実績報告書で報告しなければならない。　また、同様の事業所が、令和６年６月から新加算Ⅴ（１）（旧ベースアップ加算相当の加算率を含まない）を算定し、令和７年４月から新加算Ⅰを算定する場合は、令和７年４月から旧ベースアップ等加算相当の加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施し、令和７年度の実績報告書で報告しなければならない。　なお、実績報告書においては、事業者等の事務負担を軽減する観点から、月額賃金改善要件Ⅱの判定に用いる旧ベースアップ等加算に相当する加算額は、新加算ⅠからⅣまでのそれぞれの加算額に、別に掲げる新加算ⅠからⅣまでの加算率と旧ベースアップ等加算の加算率の比（小数第４位以下を切捨て）を乗じて算出した額とする。 |  | 令6老03153(1)② |
|  | キ　次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。ｃ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｄ　ｃについて、全ての介護職員に周知していること。ｅ　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。ｆ　ｅについて書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 | いる　いない | 平27厚告95第51号の10(第48号イ準用) |
|  | ※　キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）次のアからウまでを全て満たすこと。ア　介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。イ　アに掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。ウ　ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。ただし、常時雇用する者の数が１０人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記ウの要件を満たすこととしても差し支えない。また、令和６年度に限り、処遇改善計画書において令和７年３月末までに上記ア及びイの定めの整備を行うことを誓約すれば、令和６年度当初からキャリアパス要件Ⅰを満たすものとして取り扱っても差し支えない。ただし、必ず令和７年３月末までに当該定めの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |  | 令6老03153(1)③ |
|  | ※　キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）次のア及びイを満たすこと。ア　介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びａ又はｂに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ａ　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（ＯＪＴ、ＯＦＦ－ＪＴ等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。ｂ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。イ　アについて、全ての介護職員に周知していること。また、令和６年度に限り、処遇改善計画書において令和７年３月末までに上記アの計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約すれば、令和６年度当初からキャリアパス要件Ⅱを満たすものとして取り扱っても差し支えない。ただし、必ず令和７年３月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |  | 令6老03153(1)④ |
|  | ※　キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）次のア及びイを満たすこと。ア　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のａからｃまでのいずれかに該当する仕組みであること。ａ　経験に応じて昇給する仕組み「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。ｂ　資格等に応じて昇給する仕組み介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。ｃ　一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。イ　アの内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。ただし、常時雇用する者の数が１０人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記イの要件を満たすこととしても差し支えない。また、令和６年度に限り、処遇改善計画書において令和７年３月末までに上記アの仕組みの整備を行うことを誓約すれば、令和６年度当初からキャリアパス要件Ⅲを満たすものとして取り扱っても差し支えない。ただし、必ず令和７年３月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 |  | 令6老03153(1)⑤ |
|  | ク　イの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していますか。 | いる　いない | 平27厚告95第51号の10(第48号イ準用) |
|  | ケ　クの処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していますか。 | いる　いない |  |
|  | ※　職場環境等要件（令和７年度以降の要件）令和７年度以降に新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合は、下記に掲げる処遇改善の取組を実施すること。その際、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、下記の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに２以上の取組を実施し、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、上記の区分ごとに１以上を実施すること。また、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、同表中「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち３以上の取組（うち⑰又は⑱は必須）を実施し、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち２つ以上の取組を実施すること。ただし、生産性向上推進体制加算を算定している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとし、１法人あたり１の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、㉔の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。また、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、新加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄に記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。 |  | 令6老03153(1)⑧ |
|  | ※　処遇改善の取組（令和７年度以降）・　入職促進に向けた取組①　法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化②　事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築　　③　他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者、有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築　　④　職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施・　資質の向上やキャリアアップに向けた支援　　⑤　働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等⑥　研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動⑦　エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度　等導入⑧　上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保・　両立支援・多様な働き方の推進⑨　子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備⑩　職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備⑪　有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例　えば、１週間以上の休暇を年に•回取得、付与日数のうち●％以上を取得）を　定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声か　けを行っている⑫　有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている・　腰痛を含む心身の健康管理⑬　業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実⑭　短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施⑮　介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施⑯　事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備・　生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組⑰　厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている⑱　現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している⑲　５Ｓ活動（業務管理の手法の１つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている⑳　業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている㉑　介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入㉒　介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するＩＣＴ機器(ビジネスチャットツール含む)の導入㉓　業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。㉔　各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うＩＣＴインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施・　やりがい・働きがいの醸成㉕　ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善㉖　地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施㉗　利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供㉘　ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供 |  | 令6老0315別紙1表5-1 |
|  | ※　職場環境等要件（令和６年度の経過措置）上記の職場環境等要件の見直しについては、令和６年度中は適用を猶予する。したがって、令和６年度中の職場環境等要件としては、下記に掲げる職場環境等の改善に係る取組を実施し、その内容を全ての介護職員に周知すること。その際、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、下記の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに１以上の取組を実施し、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、別紙の取組のうち１以上を実施すること。　また、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目を「事業所の特色」欄で選択すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。 |  | 令6老03153(1)⑧ |
|  | ※　処遇改善の取組（令和６年度中）・　入職促進に向けた取組①　法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化②　事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築③　他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築④　職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施　・　資質の向上やキャリアアップに向けた支援⑤　働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等⑥　研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動⑦　エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度　等導入⑧　上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保　・　両立支援・多様な働き方の推進⑨　子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備⑩　職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備⑪　有給休暇が取得しやすい環境の整備⑫　業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実　・　腰痛を含む心身の健康管理⑬　介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施⑭　短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施⑮　雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施⑯　事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備　・　生産性向上のための業務改善の取組⑰　タブレット端末やインカム等のＩＣＴ活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減⑱　高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化⑲　５Ｓ活動（業務管理の手法の１つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備⑳　業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減　・　やりがい・働きがいの醸成㉑　ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善㉒　地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施㉓　利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供㉔　ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供 |  | 令6老0315別紙1表5-2 |
|  | コ　通所型サービス費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていますか。 | いる　いない | 平27厚告95第51号の10(第48号イ準用) |
|  | ※　キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していること。具体的には、新加算等を算定する事業所又は併設する本体事業所においてサービス類型ごとにサービス提供体制強化加算の届出を行っていること。 |  | 令6老03153(1)⑨ |
| （２）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | ※　厚生労働大臣が定める基準 |  | 平27厚告95第51号の10(第48号ロ準用) |
| 加算（Ⅰ）における厚生労働大臣が定める基準のアからケまでに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | いる　いない |
| （３）介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | ※　厚生労働大臣が定める基準 |  | 平27厚告95第51号の10(第48号ハ準用) |
| 加算（Ⅰ）における厚生労働大臣が定める基準のアａ及びイからクまでに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | いる　いない |
| （４）介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | ※　厚生労働大臣が定める基準 |  | 平27厚告95第51号の10(第48号ニ準用) |
| 加算（Ⅰ）における厚生労働大臣が定める基準のアａ、イからカまで、キａからｄまで及びクに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | いる　いない |
| １７－２　介護職員等処遇改善加算 | 令和７年３月３１日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市に届け出た事業所（１７－１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。（１）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（１）通所型サービス費から科学的介護推進体制加算までにより算定した単位数の１０００分の８１に相当する単位数（２）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（２）通所型サービス費から科学的介護推進体制加算までにより算定した単位数の１０００分の７６に相当する単位数（３）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（３）通所型サービス費から科学的介護推進体制加算までにより算定した単位数の１０００分の７９に相当する単位数（４）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（４）通所型サービス費から科学的介護推進体制加算までにより算定した単位数の１０００分の７４に相当する単位数（５）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（５）通所型サービス費から科学的介護推進体制加算までにより算定した単位数の１０００分の６５に相当する単位数（６）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（６）　通所型サービス費から科学的介護推進体制加算までにより算定した単位数の１０００分の６３に相当する単位数（７）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（７）通所型サービス費から科学的介護推進体制加算までにより算定した単位数の１０００分の５６に相当する単位数（８）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（８）通所型サービス費から科学的介護推進体制加算までにより算定した単位数の１０００分の６９に相当する単位数（９）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（９）通所型サービス費から科学的介護推進体制加算までにより算定した単位数の１０００分の５４に相当する単位数（１０）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（１０）通所型サービス費から科学的介護推進体制加算までにより算定した単位数の１０００分の４５に相当する単位数（１１）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（１１）通所型サービス費から科学的介護推進体制加算までにより算定した単位数の１０００分の５３に相当する単位数（１２）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（１２）通所型サービス費から科学的介護推進体制加算までにより算定した単位数の１０００分の４３に相当する単位数（１３）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（１３）通所型サービス費から科学的介護推進体制加算までにより算定した単位数の１０００分の４４に相当する単位数（１４）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（１４）通所型サービス費から科学的介護推進体制加算までにより算定した単位数の１０００分の３３に相当する単位数 | いる　いない | 平18厚告126別表2の2ホ注2 |
| （１）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（１） | ※　厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第51号の10(第48号ホ準用) |
| ア　令和６年５月３１日において現に改正前の通所型サービス費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていませんか。 | いる　いない該当なし |
| イ　加算（Ⅰ）における厚生労働大臣が定める基準のアｂ及びイからコまでに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | いる　いない該当なし |
| （２）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（２） | ※　厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第51号の10(第48号ヘ準用) |
| ア　令和６年５月３１日において現に改正前の通所型サービス費における介護職員処遇改善加算（Ⅱ）、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていますか。 | いる　いない該当なし |
| イ　加算（Ⅰ）における厚生労働大臣が定める基準のアｂ、イからカまで、キａからｄまで及びクからコまでに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | いる　いない該当なし |
| （３）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（３） | ※　厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第51号の10(第48号ト準用) |
| ア　令和６年５月３１日において現に改正前の通所型サービス費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていませんか。 | いる　いない該当なし |
| イ　加算（Ⅰ）における厚生労働大臣が定める基準のアｂ及びイからケまでに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | いる　いない該当なし |
| （４）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（４） | ※　厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第51号の10(第48号チ準用) |
| ア　令和６年５月３１日において現に改正前の通所型サービス費における介護職員処遇改善加算（Ⅱ）、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていますか。 | いる　いない該当なし |
| イ　加算（Ⅰ）における厚生労働大臣が定める基準のアｂ、イからカまで、キａからｄまで、ク及びケに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | いる　いない該当なし |
| （５）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（５） | ※　厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第51号の10(第48号リ準用) |
| ア　令和６年５月３１日において現に改正前の通所型サービス費における介護職員処遇改善加算（Ⅱ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていませんか。 | いる　いない該当なし |
| イ　加算（Ⅰ）における厚生労働大臣が定める基準のアｂ、イからカまで、キａからｄまで及びクからケまでに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | いる　いない該当なし |
| （６）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（６） | ※　厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第51号の10(第48号ヌ準用) |
| ア　令和６年５月３１日において現に改正前の通所型サービス費における介護職員処遇改善加算（Ⅱ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていませんか。 | いる　いない該当なし |
| イ　加算（Ⅰ）における厚生労働大臣が定める基準のアｂ、イからカまで、キａからｄまで、ク及びケに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | いる　いない該当なし |
| （７）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（７） | ※　厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第51号の10(第48号ル準用) |
| ア　令和６年５月３１日において現に改正前の通所型サービス費における介護職員処遇改善加算（Ⅲ）、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていますか。 | いる　いない該当なし |
| イ　加算（Ⅰ）における厚生労働大臣が定める基準のアｂ、イからカまで及びクからコまでに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | いる　いない該当なし |
| ウ　次に掲げる基準のいずれかに適合していますか。ａ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ⅰ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ⅱ　ⅰの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。ｂ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ⅰ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ⅱ　ⅰについて、全ての介護職員に周知していること。 | いる　いない該当なし |
| （８）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（８） | ※　厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第51号の10(第48号ヲ準用) |
| ア　令和６年５月３１日において現に改正前の通所型サービス費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていませんか。 | いる　いない該当なし |
| イ　加算（Ⅰ）における厚生労働大臣が定める基準のア（ａ及びｂに係る部分を除く。）及びイからクまでに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | いる　いない該当なし |
| （９）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（９） | ※　厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第51号の10(第48号ワ準用) |
| ア　令和６年５月３１日において現に改正前の通所型サービス費における介護職員処遇改善加算（Ⅲ）、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていますか。 | いる　いない該当なし |
| イ　加算（Ⅰ）における厚生労働大臣が定める基準のアｂ、イからカまで、ク及びケまでに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | いる　いない該当なし |
| ウ　次に掲げる基準のいずれかに適合していますか。ａ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ⅰ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ⅱ　ⅰの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。ｂ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ⅰ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ⅱ　ⅰについて、全ての介護職員に周知していること。 | いる　いない該当なし |
| （１０）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（１０） | ※　厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第51号の10(第48号カ準用) |
| ア　令和６年５月３１日において現に改正前の通所型サービス費における介護職員処遇改善加算（Ⅲ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていませんか。 | いる　いない該当なし |
| イ　加算（Ⅰ）における厚生労働大臣が定める基準のアｂ、イからカまで及びクからコまでに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | いる　いない該当なし |
| ウ　次に掲げる基準のいずれかに適合していますか。ａ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ⅰ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ⅱ　ⅰの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。ｂ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ⅰ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ⅱ　ⅰについて、全ての介護職員に周知していること。 | いる　いない該当なし |
| （１１）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（１１） | ※　厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第51号の10(第48号ヨ準用) |
| ア　令和６年５月３１日において現に改正前の通所型サービス費における介護職員処遇改善加算（Ⅱ）を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていませんか。 | いる　いない該当なし |
| イ　加算（Ⅰ）における厚生労働大臣が定める基準のア（ａ及びｂに係る部分を除く。）、イからカまで、キａからｄまで及びクに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | いる　いない該当なし |
| （１２）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（１２） | ※　厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第51号の10(第48号タ準用) |
| ア　令和６年５月３１日において現に改正前の通所型サービス費における介護職員処遇改善加算（Ⅲ）及び介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていませんか。 | いる　いない該当なし |
| イ　加算（Ⅰ）における厚生労働大臣が定める基準のアｂ、イからカまで、ク及びケに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | いる　いない該当なし |
| ウ　次に掲げる基準のいずれかに適合していますか。ａ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ⅰ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ⅱ　ⅰの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。ｂ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ⅰ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ⅱ　ⅰについて、全ての介護職員に周知していること。 | いる　いない該当なし |
| （１３）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（１３） | ※　厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第51号の10(第48号レ準用) |
| ア　令和６年５月３１日において現に改正前の通所型サービス費における介護職員処遇改善加算（Ⅲ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を届け出ていませんか。 | いる　いない該当なし |
| イ　加算（Ⅰ）における厚生労働大臣が定める基準のア（ａ及びｂに係る部分を除く。）、イからカまで及びクに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | いる　いない該当なし |
| ウ　次に掲げる基準のいずれかに適合していますか。ａ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ⅰ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ⅱ　ⅰの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。ｂ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ⅰ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ⅱ　ⅰについて、全ての介護職員に周知していること。 | いる　いない該当なし |
| （１４）介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)（１４） | ※　厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  | 平27厚告95第51号の10(第48号ソ準用) |
| ア　令和６年５月３１日において現に改正前の通所型サービス費における介護職員処遇改善加算（Ⅲ）を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていませんか。 | いる　いない該当なし |
| イ　加算（Ⅰ）における厚生労働大臣が定める基準のア（ａ及びｂに係る部分を除く。）、イからカまで及びクに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 | いる　いない該当なし |
| ウ　次に掲げる基準のいずれかに適合していますか。ａ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ⅰ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ⅱ　ⅰの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。ｂ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ⅰ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ⅱ　ⅰについて、全ての介護職員に周知していること。 | いる　いない該当なし |
| 第８　その他 |
| １　サービス利用前の健康診断書の提出 | サービス利用前に利用申込者に対して、健康診断書を提出するよう求めていませんか。また、健康診断書の提出を拒んだ場合、サービスの提供を拒否していませんか。【健康診断書の提出を求めている場合、その理由及び主な項目】 | いない　いる該当なし |  |
|  | ※　通所介護については通常相当期間以上にわたって集団的な生活を送るサービスではないことから、必ずしも健康診断書の提出等による事前の健康状態の把握が不可欠であるとは言えませんが、サービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供等によっても健康状態の把握ができない場合に事業所として利用申込者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用の負担については利用申込者とサービス提供事業者との協議によるものと考えます。　しかし、そうした求めに利用申込者が応じない場合であっても、一般的にはサービス提供拒否の正当な事由に該当するものではないと考えられます。 |  | 平成13 年3 月28 日運営基準等に係るQ＆A |
| ２　介護サービス情報の公表 | 指定情報公表センターへ年１回、基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。 | いる　いない | 法第115条の35第1項 |
| ※　原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が１００万円を超えるサービスが対象です。 |  | 施行規則第140条の44 |
| ３　法令遵守等の業務管理体制の整備 | ①　業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。 届出年月日　　　[平成・令和 年 月 　 日]法令遵守責任者　[職名 　　　 　 ][氏名 　　　 　 ] | いる　いない | 法第115条の32第1項、2項 |
|  | ※　事業者が整備等する業務管理体制の内容◎　事業所の数が２０未満 ・　整備届出事項：法令遵守責任者・　届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等◎　事業所の数が２０以上１００未満・　整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程・　届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要◎　事業所の数が１００以上・　整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施・　届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 、業務執行監査の方法　 の概要 |  | 施行規則第140条の39 |
|  | ②　業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。 | いる　いない |  |
|  | ③　業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 | いる　いない |  |
|  | ※　行っている具体的な取組（例）のアからカを○で囲むとともに、カについては、その内容を御記入ください。 ア　介護報酬の請求等のチェックを実施イ　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、速やかに調査を行い、必要な措置を取っているウ　利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っているエ　業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施しているオ　法令遵守規程を整備している カ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |  |
|  | ④　業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。 | いる　いない |  |